

# 20歳を迎える方へ

## 国民年金 加入手続きのご案内

20歳以上60歳未満の日本国内にお住まいの方は、国民年金に加入することになっています。

国民年金には、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金があります。

これは、国民年金が、年をとったとき、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みだからです。

20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう！そのために、

**同封の「国民年金被保険者資格取得届書」を提出してください。**

「国民年金被保険者資格取得届書」に必要事項を記入し、**誕生日の前日から数えて14日以内に（例：4月1日が誕生日の場合は、3月31日から4月13日までに）**

お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口へ提出してください（郵送も可能です）。

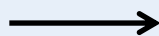
\* 20歳になった時点で次に該当する方は、「国民年金被保険者資格取得届書」の提出が不要です。

- ・ 厚生年金保険に加入している方。
- ・ 厚生年金保険に加入している配偶者に扶養されている方。国民年金の加入手続きは配偶者の勤務先で行いますので、20歳になったことを配偶者の勤務先に連絡してください。

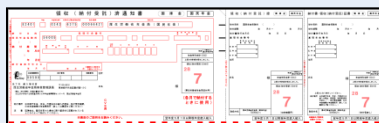
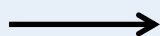
手続きの流れ（詳しくは、次ページ以降をご確認ください）



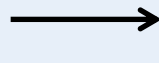
届書提出



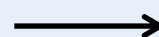
年金手帳  
受けとり



納付書  
受けとり



納付



猶予等申請

# 国民年金加入手続き後の流れ

## ①基礎年金番号の記載された「年金手帳」が届きます。

年金手帳は、加入する年金制度の変更手続き（国民年金⇔厚生年金保険）や年金の請求手続きなど一生をとおして使用しますので、大切に保管してください。年金手帳に記載されている基礎年金番号は、加入する年金制度が変わっても、変更されません。

※厚生年金保険に加入している方または加入していた方、障害・遺族年金を受けとっている方または受けとっていた方は、すでに年金手帳をお持ちですので、あらためてお送りすることはありません。



## ②「国民年金保険料納付書」が届きます。

金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで保険料を納めてください。なお、保険料は現金のほか、口座振替、クレジットカード、電子納付もできます。詳しい手続き方法などについては、お早めにお近くの年金事務所へお問い合わせください。

● 1カ月あたりの保険料は、16,490円（平成29年度）です。

● 保険料は、誕生日の前日が含まれる月分から納めます。

例：4月15日生まれ → 4月14日から加入 → 4月分から納付  
4月1日生まれ → 3月31日から加入 → 3月分から納付

● 納付書は、保険料の納付猶予等（3ページ参照）を申請した方にも届くことがあります。後日、納付猶予等の決定通知が届きますので、それまで納付書は保管してください。

## 保険料は前納がお得です

口座振替、クレジットカード納付は、申し込みが必要です。

● 前納（前払い）すると、保険料が割引になりお得です。詳しくは、お早めにお近くの年金事務所にお問い合わせください。

● 口座振替の振替開始は、申出をいただいた翌月以降となります。

● インターネット銀行など一部の金融機関では、取扱いがない場合があります。

	納付方法	1カ月分	6カ月分	1年分	2年分
	月々の支払の合計額	16,490円	98,940円	197,880円	393,960円（注）
前納	現金・クレジットカード支払（割引額）		98,140円（800円）	194,370円（3,510円）	379,560円（14,400円）
	口座振替（割引額）	16,440円（50円）	97,820円（1,120円）	193,730円（4,150円）	378,320円（15,640円）

（注）平成29年度保険料16,490円の12カ月分と平成30年度保険料16,340円の12カ月分の合計です。

## 老齡基礎年金に上乗せできる付加年金制度があります

老齡基礎年金は、支払った保険料に応じて受けとれます。

また、保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めると、老齡基礎年金とあわせて付加年金を受けとれます。

\* 老齡基礎年金の年額は満額779,300円です（平成29年度）。

- 付加年金額（年額）は、「付加保険料納付月数 × 200円」です。

（例）・ 20歳から40年間で納める付加保険料の合計額 …… 192,000円（480月 × 400円）  
・ 65歳から1年間に受けとる付加年金額 …………… 96,000円（480月 × 200円）

- 付加保険料を納めるには申し込みが必要です。なお、付加保険料の納付は、申し込みをした月分からとなります。詳しくは年金事務所へお問い合わせください。

## 保険料の学生納付特例制度や納付猶予制度があります

- 学生納付特例制度

学生の方は、「学生納付特例制度」を利用できます。

本人の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

なお、申請の際には、学生証などの証明するものが必要です。

- 納付猶予制度

学生以外の方は、「納付猶予制度」を利用できます。

本人と配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

**学生納付特例制度や納付猶予制度は、「国民年金被保険者資格取得届書」と同時に申請することができます。**

- 「国民年金保険料学生納付特例申請書」や「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」は、市（区）役所または町村役場、年金事務所で入手できるほか、日本年金機構のホームページからダウンロードできます。
- 学生納付特例制度、納付猶予制度は、申請期間が定められています。平成29年4月分から平成30年3月分の学生納付特例制度の申請できる期間は平成29年4月から平成31年5月末まで（申請時点の2年1カ月前の月分まで）です。申請が遅くなると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害について、年金を受けとることができなくなることがありますので、すみやかに申請してください。
- 学生納付特例制度等の承認を受けた期間があると、保険料を全額納付したときに比べ、将来受けとる老齡年金額が少なくなります。承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば、あとから納めること（追納）ができます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合、承認当時の保険料に経過期間に応じた加算額がプラスされます。

**保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受けとることができない場合があります。また、保険料には学生納付特例制度、納付猶予制度の他、免除制度があります。手続き方法を含め、詳しくはお近くの年金事務所へご相談ください。**

## Q. 将来、年金は本当にもらえるの？

**A. はい、もらえます。将来にわたって、持続的で安心できる制度とするための年金財政の仕組みが導入されています。**

- 賃金や物価の変動にあわせて年金額が改定されるため、年金に加入（20歳）してから老齢基礎年金を受けとる（65歳）までの間、物価等が大きく変動したとしても、年金の実質価値は保障されます。
- 老齢基礎年金は1/2（国庫負担）が税金で支払われています。

～老齢基礎年金額の推移～

昭和61年度 ⇒ 622,800円（年額）  
（基礎年金発足時）

⋮

平成29年度 ⇒ 779,300円（年額）  
（物価の変動等によって毎年見直しされています）

## Q. 年金は、年をとってからの保障だけなの？

**A. 障害や遺族に対する保障もあります。**

- 国民年金加入中に病気やケガで障害を負うなど、一定の障害の状態にある間は「障害基礎年金」を、また、万一ご本人が亡くなったときは、残された子や子のある配偶者が「遺族基礎年金」を受けとれます。
- 障害基礎年金、遺族基礎年金を受けとるためには、病気やケガが発生した日の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと等、一定の納付要件を満たすことが必要です。
- なお、20歳になる前の病気やケガで一定の障害の状態にある場合には、20歳になったときなどから「障害基礎年金」を受けとれます（この場合には納付要件は問われません）。

## Q. 保険料を納めたら税金が安くなるの？

**A. はい。所得税や住民税が安くなることがあります。**

- 納めた保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。
- 年末調整や確定申告をする場合は、国民年金保険料の「領収証書」または日本年金機構からお送りする「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の提出が必要ですので大切に保管してください。
- 親が代わりに保険料を納めた場合は、納めた方が社会保険料控除を受けることができます（「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」はご本人様宛に送付しますのでご注意ください）。
- 「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、毎年11月上旬にお送りします。（10月以降にその年初めて保険料を納めた方には翌年2月上旬にお送りします）

## ご不明な点は、お近くの年金事務所へ

日本年金機構ホームページから、お近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先などがご覧いただけます。

<http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索